

医療券・検眼券・めがね券について

茅ヶ崎市教育委員会では、就学援助認定者のうち、学校の年度当初の健康診断で受診勧告を受けたお子様を対象に、医療費・検眼料・めがね購入費の一部を援助しています。

就学援助の医療費・検眼料・めがね購入費の援助の対象となるのは次の方です。

就学援助の認定日が6月末までの準要保護児童生徒で、学校保健安全法第13条に定められている定期健康診断(4/1～6/30 実施)にて、学校から治療の指示(受診勧告)を受けた方

※小学校1～3年生の小児医療証又はひとり親等の福祉医療証をお持ちの方は、医療費が無料のため、医療券及び検眼券は交付しません。めがね購入費のみが援助の対象となります。

※小学校1～3年生以外で小児医療証をお持ちの方は、自己負担分の医療費が就学援助の対象になりますので、医療費・検眼料・めがね購入費が援助の対象となります。

○援助の対象となる費用と援助上限額

・受診勧告により受診した下記の疾病(学校病)の治療費の一部

↳ 上限額:すべての疾病あわせて10,000円

対象となる疾病

う歯、寄生虫病、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎、トラコーマ、アデノイド、
白癬(はくせん)、疥癬(かいせん)、膿痂疹(のうかしん)

・受診勧告により受診した眼科での検眼料の一部

↳ 上限額:3,500円

・上記の検眼の結果、医師から「めがねが必要」と診断された方のめがね購入費用の一部

↳ 上限額:7,000円(平成31年度の額と変更しています。)

・券の有効期間は、4月1日～12月31日です。

○医療費・検眼料・めがね購入費の支給について

対象者には8月上旬に医療券・検眼券・めがね券のうち、該当する券を送付します。医療費・検眼料・めがね購入費の援助を受けるには、対象の券を使い受診等するか、券に必要事項記入の上、茅ヶ崎市教育委員会へ請求する必要があります。

※券が届く前に受診等された場合も、年度内のものであれば対象になりますので、医療機関等の領収書をなくさずに保管ください。領収書がない場合、医療費等の請求はできません。

○医療機関やめがね店について

あらかじめ茅ヶ崎市就学援助の医療券・眼科検診券・めがね券が使用できるかを確認の上、受診又はめがね購入をお願いいたします。

(裏面もよくお読みください)

就学援助申請確認シート

就学援助を申請するにあたり、不備がないか確認し、各項目左の□にチェックしてください。
 (この確認シートは保護者の確認用です。**提出する必要はありません**が、いずれかの項目に不備がある場合、審査することができません。審査開始が遅くなると、6月1日以降の認定となり、給付額が減りますのでご注意ください。)

チェック	各項目について				
<input type="checkbox"/>	記入	消えるボールペン(フリクションペン等)での記入は 不可 です。ボールペンで記入してください。			
<input type="checkbox"/>	日付	太枠内左上の申請日を書き忘れていませんか？ また、申請日は令和2年 4月1日以降 になっていますか？			
<input type="checkbox"/>	印鑑	押印した印鑑は、 朱肉をつけるもの ですか？(シャチハタ等不可)			
<input type="checkbox"/>	世帯	「世帯の状況」欄に 世帯全員(同居者全員)の情報 を記入していますか？ 住民票上世帯が別でも同じ家にお住まいの方(例:祖父母や親戚)や生計を同じくする単身赴任中の方なども記入してください。			
<input type="checkbox"/>	修正	修正箇所、修正テープや修正ペン等使用していませんか？ 修正する場合は、 二重線と訂正印 を使用してください。			
<input type="checkbox"/>	医療証	「医療証」欄に○をつけていますか？			
<input type="checkbox"/>	住居	「住宅形態」欄に○をつけていますか？ また、賃貸住宅にお住まいの方は 月額の家賃 を記入していますか？			
<input type="checkbox"/>	所得書類	令和2年1月1日現在の住民登録地 によって、添付書類が異なります。			
		茅ヶ崎市に住民登録がある方		他市区町村に住民登録があった方	
		書類	提出締切り	書類	提出締切り
		a 令和元年分(平成31年分)源泉徴収票	令和2年5月29日(金)	d (住民登録地で発行された) 令和2年度市民税・県民税の課税又は非課税証明書	令和2年6月12日(金)
		b 令和1年分確定申告書 第一表の控	※a,b,cのいずれかを、所得がある方全員分添付してください	※20歳以上の方全員分と20歳未満で所得がある方全員分添付してください	
		c 令和2年度市民税・県民税の申告受付書			
	令和2年度就学援助費 受給申請書	令和2年5月29日(金)	令和2年度就学援助費 受給申請書	令和2年5月29日(金)	
	添付 不可 の書類(よくある間違い) ×報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ×市民税・県民税の額の決定通知書 ×茅ヶ崎市が発行している令和2年度課税又は非課税証明書 等		添付 不可 の書類(よくある間違い) ×令和元年分(平成31年分)源泉徴収票 ×令和1年分確定申告書第一表の控え ×令和2年度市民税・県民税申告受付書 等		
<input type="checkbox"/>	口座	「支給方法選択」欄にて口座振込希望の場合は、 口座情報を記入 しましたか？ また、口座振込を希望される場合、 申請者と口座名義人は同一人物 ですか？			
<input type="checkbox"/>	期限	当初認定の締切は、各学校によって異なります。 必ず学校が指定した締切りまでに提出 してください。 6月以降に不備の訂正、不足書類の提出などをした場合、中途認定となります。 ただし、令和2年1月1日に茅ヶ崎市以外の市区町村に住民登録があった方は、所得に関する書類のみ6月12日(金)が期限です。 中途認定の締切りは毎月15日 (土日祝日の場合その前の平日)です。			
<input type="checkbox"/>	委任状	学校給食費に関する委任状を提出する場合、 日付は令和2年4月1日以降 の日付で記入していますか？また、 保護者氏名は申請者の氏名 を記入していますか？			